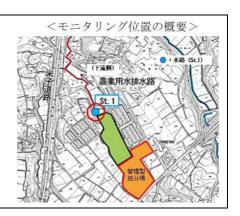
## 下流水路(St.1)モニタリング結果

## 1 モニタリングの目的

下流水路(St.1)の水質モニタリングは、単に環境基準等への適合を評価するものではなく、施設の設置前から水質の経年の推移を把握しながら、管理型最終処分場が正常に稼働しているかどうか継続的に評価・確認し、適切な監視・指導につなげていくことを目的とするものです。



## 2 項目別の結果

項目		測定結果 (R7. 2. 17)	基準値(参考) <sup>注</sup>
生活環境項目 (C類型/生物B/その他(湖沼))	水素イオン濃度 (pH)	7. 1	6.5以上8.5以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1.5mg/L	5mg/L 以下
	化学的酸素要求量 (COD)	2.0mg/L	_
	浮遊物質量 (SS)	2mg/L	50mg/L以下
	溶存酸素量 (DO)	10mg/L	5mg/L以上
	大腸菌数	63CFU/100mL	_
	全亜鉛	0.014mg/L	0.03mg/L 以下
	ノニルフェノール	<0.0002mg/L	0.002mg/L 以下
	直鎖アルキルベンゼンスルホン 酸及びその塩 (LAS)	<0.005mg/L	0.05mg/L 以下
	全窒素(T-N)	9.1mg/L	_
	全燐 (T-P)	0.12mg/L	_
	カドミウム	<0.0003mg/L	0.003mg/L 以下
	全シアン	検出されない	検出されないこと。
健	鉛	<0.001mg/L	0.01mg/L 以下
) (性)	六価クロム	<0.002mg/L	0.02mg/L 以下
康	砒素	<0.001mg/L	0.01mg/L 以下
	総水銀	<0.0005mg/L	0.0005mg/L 以下
項	アルキル水銀	検出されない	検出されないこと。
	РСВ	検出されない	検出されないこと。
目	ジクロロメタン	<0.002mg/L	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	<0.0002mg/L	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004mg/L	0.004mg/L 以下

	1,1-ジクロロエチレン	<0.01mg/L	0.1mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004mg/L	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.1mg/L	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006mg/L	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	<0.001mg/L	0.01mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	<0.001mg/L	0.01mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002mg/L	0.002mg/L 以下
	チウラム	<0.0006mg/L	0.006mg/L 以下
	シマジン	<0.0003mg/L	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	<0.002mg/L	0.02mg/L 以下
	ベンゼン	<0.001mg/L	0.01mg/L 以下
	セレン	<0.001mg/L	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素(NO₃-N)	1.8mg/L	10mg/L 以下
	亜硝酸性窒素 (NO₂-N)	<0.05mg/L	(合計値)
	ふっ素	<0.08mg/L	0.8mg/L 以下
	ほう素	<0.1mg/L	1mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	<0.005mg/L	0.05mg/L 以下
その他	電気伝導率	0.25mS/cm	_
	塩化物イオン		_
.\ ++ >/+ /-	(女本) は 国田傳座の仏知も財子さ 傳	* # # # # . == +\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	

注) 基準値(参考) は、周辺環境の状況を踏まえ、環境基準等を記載した。

## 環境基準とは

水質汚濁に係る環境基準とは、「維持されることが望ましい基準」であり、「人の健康の保護に関する環境基準」(健康項目:有害な重金属類や化学物質等)と「生活環境の保全に関する環境基準」(生活環境項目:有機汚濁物質、浮遊物質(SS)などのいわゆる「水の汚れ」等)が定められています。健康項目は、飲料水として用いた場合、生涯にわたり連続的に摂取(体重 50kg の場合、毎日 2 リットル)しても健康に影響が生じない水準に設定されており、生活環境項目は、水道、水産、工業用水といった利水目的や水生生物の保全を考慮して設定されています。

(参考:国立環境研究所HP https://www.nies.go.jp/eqsbasis/water.html)